

伊賀市地域公共交通活性化再生協議会地域部会細則

(趣旨)

第1条 この細則は、伊賀市地域公共交通活性化再生協議会地域部会規程（以下「規程」という）第6条の規定に基づき、伊賀市地域公共交通活性化再生協議会地域部会（以下「地域部会」という）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 規程第3条に掲げる地域エリアごとの地域部会は、別表に掲げる部会員をもって組織する。

(部会長及び副部会長)

第3条 地域部会に、部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長、副部会長は、それぞれ部会員の互選により選出する。
- 3 部会長は、部会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 部会員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

- 2 補欠による部会員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、任期内であっても、その職をもって委嘱又は任命された部会員の任期は、その職にある期間とする。

(会議)

第5条 地域部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

(事務局)

第6条 地域部会の業務を処理するため、地域部会に事務局を置く。

- 2 事務局は、伊賀市地域力創造部公共交通課に置く。

(報酬)

第7条 部会員が地域部会の会議に出席した際は、伊賀市の委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年伊賀市条例第54号）の例により費用弁償及び報酬の支給を受けるものとする。

(その他)

第8条 この細則に定めるもののほか、地域部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成26年11月4日から施行する。
- 2 第4条第1項の規定に関わらず、平成27年3月31日までに部会員に就任した者の任期は、平成27年3月31日までとする。
- 3 第5条の規定に関わらず、最初で開催される地域部会の会議は伊賀市地域公共交通活性化再生協議会会長が招集する。

附 則

この細則は、平成29年12月15日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年5月31日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年5月30日から施行する。

附 則

この細則は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

上野地域部会

部会員	構成団体等
住民自治協議会東部地域代表	府中地区住民自治協議会、中瀬地域住民自治協議会、友生地区住民自治協議会、ゆめが丘地区住民自治協議会
住民自治協議会西部地域代表	花之木地区住民自治協議会、猪田地区住民自治協議会、古山地区住民自治協議会、花垣地区住民自治協議会

住民自治協議会南部地域代表	依那古地区住民自治協議会、比自岐地区住民自治協議会、神戸地区住民自治協議会、きじが台地区住民自治協議会
住民自治協議会北部地域代表	長田地区住民自治協議会、新居地区住民自治協議会、三田地区住民自治協議会、諏訪住民自治会
住民自治協議会市街地地域代表	東部地域住民自治協議会、上野西部地区住民自治協議会、上野南部地区住民自治協議会、小田町住民自治協議会、八幡町地区住民自治協議会、久米住民自治協議会
伊賀市上野老人クラブ連合会代表 社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会代表 伊賀市民生委員児童委員連合会代表 上野商工会議所代表 一般社団法人伊賀上野観光協会代表	

いがまち地域部会

部会員
柘植地域まちづくり協議会代表 柘植地域区長代表 西柘植地域まちづくり協議会長 西柘植地域区長会長 壬生野地域まちづくり協議会長 壬生野地域区長会長

島ヶ原地域部会

部会員
島ヶ原地域まちづくり協議会会長 島ヶ原地域まちづくり協議会副会長

阿山地域部会

部会員
河合住民自治協議会代表
鞆田自治協議会代表
玉滝地域まちづくり協議会代表
丸柱地域まちづくり協議会代表
阿山老人クラブ連合会代表
伊賀市阿山地区民生委員児童委員協議会代表
伊賀市社会福祉協議会東部圏域課代表
伊賀市商工会阿山支部代表

大山田地域部会

部会員
阿波地域住民自治協議会会長
布引地域住民自治協議会会長
山田地域住民自治協議会会長
阿波地区区長部会長
布引地区区長部会長
山田地区区長部会長
大山田老人クラブ連合会会長
大山田民生委員児童委員協議会会長
伊賀市障がい者福祉連盟大山田支部長
伊賀市社会福祉協議会中部圏域課代表
伊賀市商工会大山田支部代表

青山地域部会

部会員
矢持住民自治協議会会長 博要住民自治協議会会長 高尾住民自治協議会会長 上津地区住民自治協議会会長 桐ヶ丘地区住民自治協議会会長 阿保地区住民自治協議会会長